

## 公益財団法人日本バドミントン協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.badminton.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款第3条に基づき、短期計画(事業計画)を毎年度策定しているが、選手強化部分においては中長期的な計画を策定している。今後、普及、マーケティング、ガバナンス等も含めた中長期計画を令和5年3月末までに策定する。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画(事業計画)は毎年度公表しているが、中長期計画についても策定後、令和5年3月末までに公表する。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画(事業計画)は、本部長会議、理事会等において協議、審議し、承認を得て、評議員会に報告している。中長期計画策定に当たり、関係者から幅広く意見を募り、執行部役員及び幹部職員で案を作成し、短期計画と同様に本部長会議、理事会等で、協議、審議し策定する。</li> </ul>	1.令和4年度事業計画 2.第396回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画(事業計画)で毎年度策定し、アウトソーシングや職員採用で、必要な人材数を柔軟に確保している。今後、人材の採用及び育成に関する計画を令和5年3月末までに策定する。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画(事業計画)を毎年度公表している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期計画については、関係部署から意見を幅広く募って執行部役員及び幹部職員において案を作成し、本部長会議、理事会等で協議、審議し、評議員会で承認を得ている。人材の採用及び育成に関する計画についても関係者から幅広く意見を募って執行部役員及び幹部職員において案を作成し、本部長会議、理事会等で協議、審議し策定する。</li> </ul>	1.令和4年度事業計画、2.第396回理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政計画(収支予算書)について事業年度ごとに理事会で審議し、評議員会で承認を得ている。今後、財務に関しても長期的な計画を令和5年3月末までに策定する。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載し公表している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度ごとの財政計画(収支予算書)は、各部署からの情報を積み上げ、本部長会議、理事会で審議し策定している。今後、財政に関する中長期計画についても、令和5年3月末までに、幅広く意見を募り、執行部役員及び幹部職員において案を作成し、本部長会議、理事会で審議し策定する。</li> </ul>	3.令和4年度予算書 2.第396回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>以下のように役員体制の整備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員候補選出委員会規程の改正 令和5年3月5日第85回評議員会にて役員候補選出委員会規程を改正し、理事候補者選考の留意事項として、「理事候補者の構成は原則として、いずれの性別の割合も40%以上となるものとする」「同外部理事の割合が25%となるものとする」とした。 また、理事の役割を執行部監督機能に特化するため、委員メンバーには法務、財務・会計、人事、企業経営経験者等とし、規模の縮小化を図り、同評議員会にて「理事7名以上10名以下」「監事2名以上3名以下」と定款を改正した。</li> <li>・理事・監事の体制変更 役員等候補選出委員会委員メンバー構成を見直し外部有識者三名を加えて公正な候補選出を行ない、令和5年6月18日第86回評議員会において理事を改選。結果、女性理事の割合は50%（5名/10名）、外部理事の割合は70%（7名/10名）となった。</li> <li>・評議員の体制変更 評議員の構成についても令和5年3月5日第85回評議員会において、選出方法や男女比率について定款を改正した。（但し、この条項の施行期日は現在調整中）。</li> </ul>	<p>4.理事・監事名簿 2.第396回理事会議事録</p> <p>A.第85回評議員会議事録 B.第86回評議員会議事メモ C.役員等候補選出委員会名簿 L.定款</p>
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評議員の割合は、36%で目標割合（25%）に達している。（20名/55名）2022.4.1現在</li> <li>・現在は、教授、会社経営者、行政管理職等の経験者を外部評議員として分類しているが、上部団体や類似団体の分類を参考にしながら更に精査を行う。また、継続して目標を達成できるように理事、評議員が同時改選となる令和7年6月に向け、達成目標の設定を行う。</li> <li>・評議員55名の構成は加盟団体（47都道府県協会及び8連盟）からの推薦者であり、その推薦方法については各団体の意向を尊重している。評議員の任期は4年であり、次回改選（令和7年）に向け、ガバナンスコードの目的を周知し、外部評議員の目標割合の設定について賛同を得ていく。</li> <li>・目標設定時期については、理事、評議員が同時改選となる令和7年6月とする。</li> </ul> <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員55名の構成は、47都道府県協会及び8連盟の加盟団体からの推薦者であり、その選出方法については各団体の意向を尊重している。女性評議員の目標設定については、評議員の任期は4年であることから、次回改選（令和7年）に向け、ガバナンスコードの目的を周知し、啓発活動を通して理解を深めていただき目標割合を設定する。</li> <li>・段階的な目標など具体的な目標設定については、同じ選出状況である上部団体や類似団体を参考にしながら検討を行う。</li> </ul>	5.評議員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 ・アスリート委員会を令和4年4月1日に設置し、定期的を開催することとし、第1回の委員会を4月に開催した。 【審査基準(2)について】 ・委員7名のうち3名を女性とし、バランスに配慮し選考している。 【審査基準(3)について】 ・アスリート委員会規程(第3条)に、「委員長は選手強化本部長に意見を具申するとともに、選手強化本部長の諮問に応じ、選手強化本部長は委員会の意見を理事会に報告する。」と定めている。	6.アスリート委員会規程 7.アスリート委員会名簿 8.アスリート委員会議事録要旨
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 ・新理事・監事体制での運営スタート 上述のように、令和5年6月18日の評議員会において、理事・監事を新たに選出。新体制において、理事10名、監事3名とし、業務執行理事は代表理事2名のみ、それ以外の理事は監督機能に特化し業務執行理事には就任しないこととした。 また、弁護士、会計士、社会保険労務士、スポーツ競技団体、企業経営の有識者、再組成したアスリート委員会の代表者を理事・監事として選任し、外部や多様な目から監督をいただく体制とした。	9.定款 4.理事・監事名簿 D.新理事・監事名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 ・定款細則第9条に役員定年制に関する定めとして、学識経験者を除く地区・連盟推薦理事及び推薦理事については、就任時70歳未満と定めており、学識経験者理事及び監事については、80歳定年を定めている。	10.定款細則
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 ・地区・連盟推薦理事10名については、地区・連盟の意向により推薦されており比較的短期間の在任となっている。理事の多様性、専門性の観点で幅広く構成することを前提とすると、40代から50代からの任用もあり、一方で70歳定年制との関係からすれば在任期間を10年に制限することは貴重な力の喪失に繋がりがねない。役員等候補者選出委員会では専横化の可能性を回避することも意識し、再任回数の上限について研究する。 ・定款細則に理事の在任年数制限、連続の再任回数及び激変緩和措置、例外措置について規定することについて、令和5年6月開催予定の評議員会での改正を目指す。  【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 理事20名のうち10年を超えて在任するものは、本部長(2名)及び理事(1名)の計3名だが、任期中に東京オリンピックや世界選手権大会の開催が決定していたこと、ガバナンスコードの推進、国内リーグ最高峰のS/Jリーグ改革などもあり、業務執行理事を務めることが必要不可欠であることから選任されている。令和3年度役員等候補選出委員会では議事録を作成していない。令和5年度の役員改選時においては議事録を作成する。	4.理事・監事名簿 10.定款細則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 ・役員等候補選出委員会規程を、平成23年4月1日に制定し運用している。令和3年度役員等候補選出委員会では議事録を作成していない。また、令和5年度役員改選においては、役員等候補選出委員会規程に基づき、役員等の任期満了の2か月前に設置する予定。議事録においても作成する。なお、12月10日開催の理事会において、令和5年1月に臨時評議員会を開催し、役員等候補者選出委員会規程を改正することにより、外部の有識者を選出委員会委員として選任できるように準備を進めることの合意がなされた。	11.役員等候補選出委員会規程 12.役員等候補選出委員会細則 13.役員等候補選出委員会名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために、倫理規程を整備している。	14.倫理規程 17.理事服務心得 24.就業規則 48.利益相反ポリシー
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、定款、定款細則、会計処理規程、本部規程、理事服務心得、職務権限規程、会員に関する規程を整備している。	9.定款 10.定款細則 14.倫理規程 15.会計処理規程 16.本部規程 17.理事服務心得 18.職務権限規程 29.会員に関する規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の業務に関する規程として、事務局所掌規程、情報公開規程、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程、競技用具器具検定審査規程等を整備している。	19.事務局所掌規程 20.情報公開規程 21.個人情報保護規程 22.特定個人情報取扱規程 30.競技用具器具検定審査規程 49.通報窓口運用規程 50.通報者保護規程 52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の役職員の報酬等に関する規程として、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、就業規則、給与規程、退職金規程を整備している。	23.役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 24.就業規則 25.給与規程 26.退職金規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・定款第3章において資産・会計について定めている他、各種規程として、公益目的事業基金規程、寄付金取扱規程を整備している。	9.定款 27.公益目的事業基金規程 28.寄付金取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・財政的基盤を整えるために各種規程として、会員に関する規程、競技用具器具検定審査規程、公認審判員資格登録規程を整備している	29.会員に関する規程 30.競技用具器具検定審査規程 34.公認審判員資格登録規程



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代表選手選考に関する基準を定めている。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、保護に関する規程は整備されていないが、選手選考への質疑又は要望については、アスリート委員会からも意見聴取し、選手強化本部で対応をしている。今後、権利保護に関する規程について、アスリート委員会及び選手強化本部と協議し、令和5年3月までに整備する。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選手選考の基準は、選手強化本部、ナショナルヘッドコーチ及びA・B代表コーチ等で構成するメンバーで決定し、理事会に報告している。</li> </ul>	31.日本代表選手選考基準 32.ジュニア日本代表選手選考基準
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公認審判員に関しては認定・登録に関わる詳細が規程に定められている。</li> <li>国内大会のレフェリー(競技役員長)の任命については、公認審判員規程第2条に定めている。また、主審や線審においては、主管団体(加盟団体:開催地)で選考し、担当する試合はレフェリーが決定している。</li> </ul>	33.公認審判員規程 34.公認審判員資格登録規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧問弁護士を置き、各種法的な相談ができる体制を確保し、財務会計部門においては、監査法人並びに公認会計士、社会保険労務士と契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、いつでも相談できる体制を整えている。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に本部長会議を開催し問題把握に努めている。弁護士等からも随時アドバイスをいただきながら法的知識の向上を図っている。</li> </ul>	35.顧問契約書 36.監査法人との契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理・コンプライアンス委員会を設置し、定期的開催している。(令和3年度2回実施)</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理・コンプライアンス委員会は同委員会規程により、役割や権限事項が規定されている。今後、方針や計画の策定及び推進、実施状況の点検を行っていく。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会規程には、女性の構成は規定していないが、バランスに配慮し9名中3名が女性である。</li> </ul>	37.倫理・コンプライアンス委員会規程 38.倫理・コンプライアンス委員会名簿 39.年度別開催回数表 40.倫理・コンプライアンス委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員には弁護士、社会保険労務士、外部の有識者を配置している。</li> </ul>	38.倫理・コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画に基づき、役員には令和3年6月開催の理事会において実施し、職員には随時、コンプライアンス教育を実施する。</li> </ul>	41.公益法人の各機関の役割と責任(内閣府資料) 42.コンプライアンス研修実施計画書
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ対策により、2020,2021年度は中止としたが、通常、日本代表選手及び指導者に対し代表指定時や強化合宿時にコンプライアンス教育を実施している。今年度は、ジュニア代表については、令和4年6月9日実施した。一般代表については、10月に再開予定である。</li> </ul>	42.コンプライアンス研修実施計画書 43.研修資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>・審判員には資格審査認定委員講習会をはじめとする各種講習会、また大会開催時の審判会議において口頭でコンプライアンス教育を実施している。</p> <p>今後は、2023年度の第1種大会の開催時まで、審判員向け教育用チラシの作成を行う。</p>	42.実施計画書
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>・本部長会議、理事会等には、顧問弁護士も出席し、また、公認会計士や社会保険労務士等においても必要な事案についてはその内容の適否について事前に検証を行っている。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>・法律に関しては顧問弁護士と常時相談できる体制を、また税務会計に関しては監査法人、公認会計士、社会保険労務士のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。</p>	35.顧問契約書 36.監査法人との契約書 44.契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>以下により適切に会計原則を遵守する体制を整備している</p> <p>・規程の再整備 令和5年6月3日開催第415回理事会にて会計処理規程の改正、文書規程の制定を決議した。</p> <p>・事務局組織の改革 令和5年6月18日役員改選後に大規模な事務局組織改革を行ない、会計・財務を担当する総務本部に本部長を常駐。さらに上場企業総務責任者経験のある本部長代理と財団法人経理担当経験者を雇用し、体制強化を図った。</p> <p>なお、事務処理の洗い出しとマニュアル化については新体制後組成後に作業を本格化しており、「業務処理マニュアル」は令和5年12月末までに作成する予定。</p>	15.会計処理規程 27.公益目的事業基金規程 29.寄付金取扱規程 4.理事・監事名簿 69.令和3年度期末監査報告書 E.第415回理事会議事録 F.会計処理規程 G.文書規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>事務局内部の役割を整理し、新たに事務局内に設置する総務本部が申請及び情報管理、所轄団体との連携を行ない、適正な申請等を行なっていく体制とした。</p> <p>総務本部長を責任者として常駐させ、総務本部内に財団法人経理経験者も採用、組織としてチェック体制を強化していく。加えて、財団法人経営経験者であった監事1名が就任しており、複眼によるチェックを行なっていく。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 ・法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他)を事業所に常備し、閲覧できる状況を整えている。また、その中から事業報告書・財務諸表をはじめ、各種規程、資料等を本会ホームページにおいて開示している。	45.令和3年度事業報告書 46.令和3年度財務諸表 1.令和4年度事業計画
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 ・日本代表選手選考基準及びジュニア日本代表選手選考基準を本会ホームページにおいて開示している。	31.日本代表選手選考基準 32.ジュニア日本代表選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ・スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況に関する自己説明及び公表内容を作成し、本会ホームページにおいて開示している。	47.ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 ・多額又は重要な契約については、本部長会議、理事会等において個別に判断をしている。 【審査基準(2)について】 ・倫理規程第4条第3項において、「役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と明記しているが、利益相反ポリシーに基づいて適切に管理している。	14.倫理規程 15.会計処理規程 19.事務局所掌規程 48.利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 ・利益相反ポリシーを、令和4年8月29日の理事会で制定し、運用している。この他、倫理規程第4条第3項においても、「役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。	14.倫理規程 48.利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】  以前より通報窓口運用規程を制定し運用していたが、内部での意識付けが徹底されていなかったことを反省し、新体制の方針のひとつに「天日干し経営」を掲げ、風通しがよく透明性の高い風土の構築を目指していく。 その一環として通報窓口の重要性を再認識し、本会4本部にそれぞれ令和5年6月中に説明会を行ない、役職員への周知を図った。	49.通報窓口運用規程 50.通報者保護規程 51.HP画面印刷追加
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 ・事案により、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、加盟団体、学識経験者等が対応できるようにしている。	14.倫理規程 52.司法機関組織運営規程 53.規律・裁定委員会名簿 54.不服申立委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	令和5年3月5日第413回理事会において「役員懲罰規程」を新たに制定した。また、倫理規程、及び倫理・コンプライアンス委員会規程も現状に即し改正を行なった。 また、委員長を弁護士とする外部有識者で構成する「規律・裁定委員会」「不服申立委員会」を設置し、有事の際の客観的な懲罰手続きを行っていく。	14.倫理規程 24.就業規則 52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程  H.役員懲罰規定 I.倫理規程 J.倫理・コンプライアンス規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 ・司法機関組織運営規程を定め、構成員は弁護士、学識経験者等、中立性及び専門性を有するものを配置している。	52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程 53.規律・裁定委員会名簿 54.不服申立委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)について】 ・当協会における懲罰や紛争に対しては、代表選手選考を含む当協会規程等に対する違反行為について、中立的かつ専門的に行う二審制の独立司法機関組織を設け、客観的かつ速やかに紛争解決手続きをおこなっている。 ・当協会では、当協会規則に則り、司法機関が理事会から独立し、かつ不服申立委員会を有しており、本原則が求める「迅速かつ適正な紛争の解決」に十分に取組んでいると認識している。 ・司法機関組織運営規則において、不服申立委員会の決定は最終とするが、スポーツ仲裁機構裁判所(CAS)への不服申立は、できるものとする規定している。 ・本審査項目については、上記のとおり独立司法機関を設置しており、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構と同等の機能を備えているが、令和4年10月27日開催の理事会において、当協会の決定に対する不服申立については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決することもできる旨の自動応諾条項を決議し、当協会の不服申立委員会への申立と選択できるようにしている。 ・令和5年3月までに司法機関組織運営規程に自動応諾条項を定める。 【審査基準(2)について】 自動応諾条項の対象事項は、令和5年3月までに司法機関組織運営規程に、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に関わらず、代表選手の選考を含む本協会の決定を広く対象にした自動応諾条項を定める。 【審査基準(3)について】 スポーツ仲裁機構への申立期間については、令和5年3月までに司法機関組織運営規程において 懲罰等の不利益処分に対する不服申立に関わらず、代表選手の選考を含む本協会の決定を広く対象にした自動応諾条項を定める。	52.司法機関組織運営規程 55.登録者等懲罰規程 53.規律・裁定委員会名簿 54.不服申立委員会名簿 66.第405回理事会議事録



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)について】 ・懲罰の通知において、当協会が設立した独立司法機関内の不服申立委員会への不服申立手続の可否及びその手続の期限を書面にて通知すると定めている。なお、不服申立委員会への不服申立手続について記載した通知書様式を使用して通知する。	55.登録者等懲罰規程 56.処分通知様式
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)について】 ・上部団体・関係団体の取り組みを参考に、当協会の特性を踏まえたマニュアルを令和5年3月末までに整備し、その実効性の検証や仮想訓練の実施に取り組む。 【審査基準(2)について】 ・危機管理マニュアルについては未整備のため、危機管理体制の構築に向けて令和5年3月末までに整備する。 【審査基準(3)について】 ・危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んだマニュアルを令和5年3月末までに整備する。 【審査基準(4)について】 ・危機管理マニュアルに、不祥事対応としての外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んだマニュアルを令和5年3月末までに整備する。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 令和5年6月18日役員改正後の本会事務局において、総務本部に法務チームを設置し5名の弁護士が所属することとなった。また、コンプライアンス担当役員を会長とした。有事の際には、コンプライアンス担当役員を中心とし、法務チームが事案発生後の一次対応を速やかに行なう体制を整備した。	37.倫理・コンプライアンス委員会規程 14.倫理規程 68.調査報告書 K.事務局人事構成
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 令和5年3月5日第413回理事会にて制定された「役員懲罰規程」第6条2項において、「倫理・コンプライアンス委員会は調査について、外部調査委員会に委託することができる」と明確化した。 なお、令和5年6月18日役員改正後のコンプライアンス担当役員を会長とし、本会事務局総務本部に法務チームを設定し5名の弁護士を所属させ内部体制の強化も図っている。 有事の際には、内部の専門チームが事案発生後速やかに独立性、中立性、専門性を有する外部有識者による調査委員会を設定する体制を整えた。	57 第三者委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明	証憑書類	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限関係については、定款第11章及び定款細則第2条、倫理規程第3条、第4条、第5条、地区・連盟代表者協議会規程第2条において規定している。</li> </ul> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)適合審査自己説明において、ガバナンスコードの着実な実施を目指して、評議員会、加盟団体事務局長会議などの機会を活用し情報提供を行う方針を示している。</li> </ul> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体(地方組織)との連携を密にし、組織運営及び業務執行について指導、助言及び支援を行う為、各地区、連盟の代表者との協議会を定期的に開催している。(令和3年度2回開催)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大で2年間開催できていないが、2018年度には、本会の中長期ビジョンや事務局方針等を説明する「NBAフォーラム2019」を開催しており、今年度は2023年3月に開催を予定している。また、令和3年6月13日開催の評議員会において、「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)と(中央競技団体向け)」を説明し、ホームページ等での自己説明の公表を促した。</li> <li>・都道府県協会などの加盟団体から、目的を達成するための相談等があった際には、指導、助言及び情報提供等の支援を行っている。</li> </ul>	<p>9.定款</p> <p>14.倫理規程</p> <p>58.地区・連盟代表協議会規程</p> <p>59.スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)</p> <p>60.スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)</p> <p>61.NBAフォーラム資料</p> <p>62.加盟団体組織関連図</p>	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度6月に開催した評議員会では、本会が行った司法機関の見直しについて資料を配付し、説明を行った。再度、事前調査を行い、事務レベルでの詳細説明を実施する予定である。</li> <li>・令和3年度6月13日開催の評議員会において、「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)と(中央競技団体向け)」を配付して説明し、加盟団体の自己説明の公表を促した。</li> <li>また、今年度は、加盟団体の事務局長会議と称して、本会の中長期ビジョンや事務局方針等を説明する「NBAフォーラム2023」を来年3月に実施する予定。</li> <li>・令和2年度からは、新型コロナウイルス対策ガイドラインを作成し、随時更新を行い、運営等における情報提供を実施している。</li> </ul>	<p>63.司法機関組織の見直し</p> <p>59.スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)</p> <p>60.スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)</p> <p>61.NBAフォーラム資料</p> <p>64.新型コロナウイルス対策ガイドライン</p> <p>65.新型コロナウイルス対策ガイドライン(3章バドミントン競技)</p>	